

(その1)

会計	経理	記録	印記				
③	⑤	④	①②	0	0		

収 支 報 告 書

(ふりがな)

さんおうせいけんきゅうかい

令和 5 年分
(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称

山王政経研究会

2 主たる事務所の所在地

香川県高松市番町3-6-15-701

3 代表者の氏名

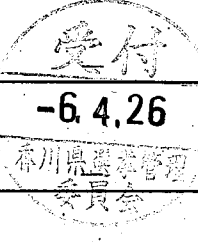
真鍋 賢二

4 会計責任者の氏名

真鍋 康

事務担当者の氏名及び電話番号

真鍋 康 (087) 831-2122



政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類	参議院議員香川選挙区 (候補者となろうとする者)
資金管理団体の届出をした者の氏名	真鍋 賢二

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	真鍋 賢二
公職の種類	参議院議員香川選挙区 (候補者となろうとする者)

資金管理団体の指定の期間			
令和 年 月 日から			
令和 年 月 日まで			

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
令和 年 月 日から			
令和 年 月 日まで			

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この報告書は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で、その年におけるすべての収入及び支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載すること。
- 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「☐」内には、該当するものに「☒」を記入すること。
- 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「☐」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「☐」に「☒」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「☐」に「☒」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者については「衆議院議員 香川県第〇区(現職)」,その職の候補者については「衆議院議員 四国選挙区(候補者)」,候補者となる者については「香川県議会議員 乙郡選挙区(候補者となろうとする者)」の例により記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定(法第19条の9の規定をいう。以下同じ。)の適用の有無にかかわらず、記載すること。
- 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。

- 6 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載し、同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。
- 7 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後、12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から12月31日まで、1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 支 総 額	1635845
(前年からの繰越額)	175844
(本年の収入)	1460001
支 出 総 額	1463003
翌年への繰越額	172842

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	人

(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	1460000	
小 計 ((ア) + (イ) + (ウ))	1460000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	1460000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
この頁の小計		(注)1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して記載して下さい。
1件10万円未満のもの	1	
合 計	1	

(その7)

(7)寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
寄 附 者 の 名 称	金 額	年月日	住 所 (又は所在地)	職 業	備 考
自由民主党香川県ふるさと振興支部	320,000	05. 02. 28	香川県高松市番町3-6-15	真鍋賢二	
自由民主党香川県ふるさと振興支部	260,000	05. 04. 28	香川県高松市番町3-6-15	真鍋賢二	
自由民主党香川県ふるさと振興支部	530,000	05. 06. 30	香川県高松市番町3-6-15	真鍋賢二	
自由民主党香川県ふるさと振興支部	350,000	05. 12. 29	香川県高松市番町3-6-15	真鍋賢二	
この頁の小計	1,460,000				
その他の寄附	0				
合 計	1460000				

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。

(注2) 寄附をした者(団体等) ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄付者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経常経費		
(1)人件費	1320000	
(2)光熱水費	0	
(3)備品・消耗費	0	
(4)事務所費	143003	
小 計	1463003	
2 政治活動費		
(1)組織活動費	0	
(2)選挙関係費	0	
(3)機関紙誌の発行事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行その他の事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小 計	0	
合 計	1463003	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳			項目別区分 (4) 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
監査報告書代	30000	令和5. 05. 16	税理士 今井慎一	香川県綾歌郡綾川町畑田497-121	
この頁の小計	30000				
その他の支出	113003				
合 計	143003				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

12月31日において有する資産等(土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金(普通預金及び当座預金を除く。)(その18)において同じ。))又は貯金(普通貯金を除く。)(その18)において同じ。)、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。(その18)において同じ。)については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領 収 書 等 の 写 し
- 2 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 4 月 26 日

政治団体の名称

山王政経研究会

会計責任者の氏名

真鍋 康

代表者の氏名
(解散の場合のみ)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置(例えば記名押印)を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 解散の場合のみ、代表者も記名押印又は署名をすること。
- 3 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあっては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体(当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。)にあっては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあっては、領収書等の写しを提出すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込み明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

4 法第18条の2第1項の規定による政治団体について

(1) 政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあっては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係るすべての収入(予定される収入を含む。)の総額、項目別の金額及び上記に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。

(2) 様式(その1)については次のように記載すること。

ア 「活動区域の区分」欄中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「✓」を記入すること。

イ 特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「令和 年 月 日開催分」の箇所に記載すること。

政治資金監査報告書

令和6年4月12日

山王政経研究会

代表 真鍋 賢二 殿

登録政治資金監査人

今井 慎一 

登録番号 第3585号

研修終了年月日 平成22年5月18日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、山王政経研究会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、山王政経研究会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると今井慎一が判断したため、今井慎一税理士事務所（香川県綾歌郡綾川町畑田497番地121）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、山王政経研究会に係る明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

山王政経研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上